

山形・宝積院十一面観音菩薩立像再考

村上幸奈

はじめに

山形・宝積院十一面観音菩薩立像(図1～4)(以下、本像)は、山形市鮎洗地区に所在する真言宗寺院、宝積院の観音堂厨子内に秘仏として安置される。昭和四十五年(一九七〇)、国の重要文化財に指定された。像高は五一・七センチメートル⁽¹⁾、カヤ材⁽²⁾の一木造で、代用材による檀像と考えられる。

本像は小像ながらも精緻な彫りを示し、自然な肉付けが施された面貌や身体だけでなく、膝前でW字に絡む天衣の細やかな表現等、細部に至るまで造形に破綻はない。京都・宝菩提院願徳寺菩薩半跏像(以下、宝菩提院像)や奈良・秋篠寺十一面観音菩薩立像と同様に、背面で天衣と条帛がX字に交差する巧みな着衣表現が見られることから、仏師の技術の高さを伺うことができる。優れた作風を持つ本像がなぜ山形の地に伝来したのかについてはよく分かっていないのが実状である。

さらに、大型の頂上面が両肩を表す形態については、円仁請来の

凶像と関連するものとして注目され、本像の制作時期や歴史的背景を考える上で重要な要素となっている。しかし、平成二十五年(二〇一三)に東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター(以下、東北芸工大文化財センター)によってX線調査が行われ、両肩が別材製で後補であることが判明した。このことは現状の姿が必ずしも当初からのものとは言えなくなることを示し、本像の制作背景について考えていく上で看過できない問題を提起していると思われる。

本稿ではまず先行研究を紹介し、問題点を整理する。次に、X線調査の結果を含め、頂上面についての問題に触れる。それを踏まえて制作年代の再検討を行い、本像がどのような歴史的背景により成立したかを考察したい。

一 先行研究の整理と問題の所在

本像の制作時期については、戦後まもなくまで室町時代と考えられてきた⁽³⁾。その伝来については不明な点も多いが、一定の見解

を示したのが川崎浩良氏である。同氏は、本像が現在の宝積院に至る以前の伝来について、平安時代の定額寺として知られる瑜伽寺と、その後継寺院である宝幢寺へと辿ることができると可能性を示した⁽⁴⁾。この見解は武田好吉氏に継承され、さらに考察が重ねられている⁽⁵⁾が、詳細については後述したい。

川崎氏、武田氏と同時期に研究を行った久野健氏は、本像の精緻な手法に注目し、十世紀を降らぬ頃の遺品として位置づけた。中央で制作され、後世当地にもたらされたものと推定し、伝来の経緯に關しては両氏の見解を度々引用している⁽⁶⁾。

こうした先行研究を経て、本像は昭和四十五年(一九七〇)に国の重要文化財に指定された。同年、倉田文作氏は、本像が「いわゆる檀像風」であること、背面でX字に交差する天衣と条帛の形態が宝菩提院像と類似することを指摘した⁽⁷⁾。これにより、本像に見られる技巧的な作風が中央において制作されたものと質であることが広く認識された。さらに同氏は、頂上面の両肩以下に補修が見られることについても言及しており、注目される。

その後、本像の制作年代については九世紀末から十世紀初頭頃までとある程度の幅をもって考えられてきた⁽⁸⁾。しかし、昭和六十二年(一九八七)に長岡龍作氏によって、本像の上半身を表す頂上面の形態と、『行林抄』『阿婆縛抄』に記録される比叡山前唐院像との共通性から、本像が円仁帰朝後の九世紀後半に制作された可能性が提示された⁽⁹⁾。この説は本像の制作背景を考える上で重要視されていったと言える⁽¹⁰⁾。

この見解に対し、岩佐光晴氏、金子啓明氏は、本像と前唐院像と

の相違点について言及し、本像が円仁帰朝以前に制作された可能性を提示した⁽¹¹⁾。なお、長岡氏は別稿で、頂上面が上半身をとまなう図像の移入経路について、円仁請来に限定した前稿の捉え方は修正が必要としている⁽¹²⁾。

以上のように、本像が代用材による檀像として中央で制作され、いずれかの時期に当地にもたらされたことについては、先学の間で意見に相違はないと思われる。制作年代については、頂上面の形態についての議論が主流となっており、本像の頂上面が円仁請来の図像を根拠とする造形であるか否かが大きな論点と言える。次にその点に關して検討を加えてみたい。

二、X線調査と頂上面の形態に関する考察

(一) 調査概要

平成二十五年(二〇一三)、東北芸工大文化財センターによって本像の調査が行われた。調査概要は以下の通りである。

【目的】 宝積院木造十一面観音菩薩立像透過X線調査

【主催】 東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター

【場所】 宝積院観音堂

【日時】 平成二十五年(二〇一三)十二月六日

【X線透過撮影条件】 60 kV 1.7 mA 暴露時間三分 距離2400 cm

【調査者(敬称略、所属・役職は調査時)】 長坂一郎(東北芸工大)

文化財センター長・教授 美術史・文化財保存修復学科兼務)、米村祥夫(同研究員・准教授 同学科兼務)、岡田靖(同研究員・専任講師)、石井紀子(同研究補助員)、ほか学生十数名

筆者はこの調査に学生として参加し、本像を実見する機会を持った。なお、本稿で示す本像のデータは全て、東北芸工大文化財センターおよび岡田靖氏(現在、東京藝術大学大学院美術研究科文化財保存学専攻准教授)からご提供頂き、公表の許可を得たものである。

(二) 頂上面の形態に関する考察

先述したように、本像の頂上面は円仁請来の図像との関連で解釈されることが多かったが、X線調査によって更なる考察の余地が見出された。

調査の結果、本像の頂上面の衣縁より外側の両肩部に矧ぎ目が見えること(図5)、頂上面の頭体幹部と共木で平滑に彫られている部分と比べて両肩部は鑿目が粗いことから、両肩先は両手先(図6)とともに後補であることが確認された。

こうした状態に関して、考え得る可能性は二つある。一は、造像当初から現在の形態であったが、部分的に損傷したため復元された可能性であり、二は、造像後に手直しが加えられ、意図的に現在の形態に造り替えられた可能性である。

本像が一材から像の大半を彫り出す檀像を制作する意識を持ちながら、造像当初より頂上面の両手先と両肩以下のみを別材で矧ぎ付

けていたとは考え難い。また、現状では頂上面の面部を失っているものの、頭部全体が殆ど完全な形で遺っていることを鑑みると⁽¹³⁾、頂上面両肩以下のみが損傷した可能性は低いと思われる。

さらに、オリジナル部分と見られる頂上面の体幹部背面には、正面と同じく襟状をなす二本の縦の切れ込みが見られ(図7)、衲衣を着ける表現としては不自然と言える。衲衣であるならば、本像と同様に代用材による檀像で大型の頂上面を戴く大阪・道明寺本尊十一面観音菩薩立像(以下、道明寺像)のように、頂上面背面の首元には横に襟を表す形が自然と考えられ、本像の場合は髻間を縦に割り頭部を出す表現とも見ることができると言える。このように、上半身を表す現状の姿は必ずしも当初からのものとは言えなくなり、円仁請来図像と関連付ける根拠も希薄となると考えられる。

以上の点を踏まえると、本像の制作年代については、一度図像的な側面から離れ、造形表現を主体に検討する必要があるように思われる。こうした観点からさらに考察を進めてみたい。

三. 制作年代についての考察

(一) 周辺作例との比較

本像の造形との関連で注目されるのが、先行研究でも作風の類似が指摘される⁽¹⁴⁾ 京都・宝菩提院像(図8)、奈良・璉城寺聖観音菩薩立像(以下、璉城寺像)(図9)、大阪・道明寺像である。まずは本像とこれらの作例を改めて比較したい。

【体軀表現】

本像の体軀は、肩や腰が正面観でバランス良く造形され、美しい曲線を描く。側面観では胸から腹部にかけて特に肉付きがよく、体の捻りに伴う腹部の括れが非対称に彫られる。正面ではへそから延びる皺によって肉の豊かさが表され、背面では肉の下の背骨の存在を示唆するように背筋を表現する。下半身は腰高で太ももから臀部には厚みがある。

肉付きの良い体軀表現は、比較に挙げた三作例全てに通じる。道明寺像、宝菩提院像のへそに皺を表す彫りや、璉城寺像が体軀に非対称な括れを表す点は本像と同様である。上半身の肉付きは胸の肉割れによく表れており、特に宝菩提院像と本像はその表現方法が類似している。

また、本像は腰を捻り後方に体重を預け、肩の力を抜いてゆつたりと立つ。やや背中を丸める姿勢は璉城寺像と共通する。

【面貌・頭髪表現】

本像は唇を固く結ぶ厳しい表情を表し、切れ長の眼を持つ端正な顔立ちをしている(図10)。鼻先は補修されているが⁽⁵⁾、弧を描く眉の鋭さや、眼球の丸み、頬や顎の肉付きは当初のままと思われ、宝菩提院像(図11)、璉城寺像(図12)、道明寺像に共通する表現を示す。側面観にも破綻はなく、眉の上下を彫り込み浮き彫りとする点が共通していることも興味深い。

本像の頭髪には細かく毛筋を表した繊細な彫りが見られ、両こめかみ上の鬢髪は大小二つの渦を描く。宝菩提院像の頭髪は天冠の装

飾の穴を通してこめかみから耳へと大きく巻く形を示すが、繊細な彫りと自在な表現は同質と言えよう。

【着衣表現】

本像の着衣は布の柔らかな質感を巧みに表し、体に沿って美しく波打つ様子が表現されている。背面で条帛と天衣がX字に交差する点や、膝前でW字に絡む天衣には形式化された様子はなく、あえて非対称に崩している。条帛と天衣をX字に交差させる表現は宝菩提院像にも見られる特徴的なものである。

右肩を覆う天衣が前膊にかかり波打つ形態(図13)は、宝菩提院像(図14)、璉城寺像(図15)、道明寺像に共通する。さらに天衣や条帛に表される松葉型の衣文線とその鑄ぎ立った彫りは、道明寺像、宝菩提院像にも見ることができる。

以上の検討の通り、本像と周辺の三作例には造形的な類似点多数確認できる。これらの作例からは、仏師の高度な造形力と独創性を感じられ、造形に対する意識が同質であるように思われる。多くの特徴が類似し、その表現がいずれも巧みであることは、造像された時代や環境が共通するためと考えられないだろうか。

(二) 制作年代の推定

以上の検討を踏まえ、本像と周辺の三作例の制作年代について、宝菩提院像を中心に検討していきたい。

宝菩提院像は、向日市寺戸町に所在する宝菩提院に伝来し、寺伝では如意輪観音像とされる。本体から台座の蓮肉までを針葉樹材から彫り出す一木彫像である。異国的な顔立ちで、瞳には黒い珠が嵌入される等、特徴的な表現が見られることや、宝菩提院の所在地に存在した願徳寺が長岡京時代に秦氏により整備された寺と考えられていることから、渡来人と関わりのある唐の工人によって造像された可能性が論じられてきた⁽¹⁶⁾。

例えば、宝菩提院像を制作した唐の工人の来朝時期について遣唐使が帰朝した宝龜九年（七七八）または天応元年（七八一）と推測した中野玄三氏の説⁽¹⁷⁾や、宝菩提院像を盛唐期に流行した呉道玄様彫刻の一例として位置づけた井上正氏の説⁽¹⁸⁾等、唐との繋がりを具体的に示した研究がある。

松田誠一郎氏は、宝菩提院像に延暦年間（七八二〜八〇六）の作例との共通性が見られること、作風の近い道明寺像、璉城寺像と同様に造像背景に桓武天皇の存在が考えられることから、延暦期における作例として位置づけた⁽¹⁹⁾。さらに岩佐光晴氏も、松田氏と同様に道明寺像に注目し、造形に共通性があるだけでなく、両像が安置される寺院がともに土師氏と所縁ある地に所在することから、桓武天皇の母である高野新笠との関係が示唆され、宮廷の動向が反映されている可能性があり、造像は長岡京時代まで遡ることが可能としている⁽²⁰⁾。

以上のように、宝菩提院像は延暦期に唐からの影響を受けて造像されたと考えられる向きが強いものの、一方では、図像的分析により虚空蔵求聞持法本尊形に基づいて空海が乙訓寺に住していた時に造像

されたものとする紺野敏文氏の説⁽²¹⁾や、宝菩提院像の造形はむしろ乾漆像に近い木彫表現を用いたものとして延暦期の正統的な作風を示す作例と位置づける藤岡穰氏の説⁽²²⁾等があり、宝菩提院像の位置づけは当期の彫刻史全体に影響を及ぼすものと思われる。

このことについて宝菩提院像の造形に立ち返ると、厳しい面貌表現や松葉型に鋭く刻まれた衣文線は、奈良時代末期から平安時代初期に造像された京都・神護寺薬師如来立像⁽²³⁾に一脈通じるものと考えられる。仏師が選択した表現による細かな違いは認められるものの、その根底にある造形意識や木彫表現の巧みさは共通していると言える。従って、宝菩提院像の制作時期は、桓武朝を一つの基準として考えてよいように思われる。そして、宝菩提院像と同質の造形性を持つ本像、道明寺像、璉城寺像の制作年代も、同様の時期に推定してよいのではないだろうか。

岩佐氏も言及されているように、宝菩提院の所在地である向日市に隣接する西京区大枝を拠点の一つとした土師氏は、高野新笠の母方にあたる渡来系氏族である。大枝には新笠の御陵が所在しており、新笠との関係が深い土地であったと思われる。

土師氏の本拠地には道明寺も所在している。道明寺は「土師寺」とも称し、土師神社（現在の道明寺天満宮）付近に土師氏の氏寺として建立された。松田氏は、現在道明寺に安置されるもう一体の十一面観音像も土師氏との関係の中で造像された可能性があることを指摘している⁽²⁴⁾。

土師氏は後に秋篠氏、菅原氏、大枝（大江）氏と名を改めた⁽²⁵⁾。秋篠氏の氏寺である秋篠寺には、宝菩提院像よりも年代は降るが、

条帛と天衣がX字に交差する点や、背面の髪際を反らす表現等が共通する十一面観音像が伝来する。また、秋篠寺の所在地も土師氏の拠点の一つであったと考えられている⁽²⁶⁾。

宝菩提院、道明寺が桓武天皇の母方の氏族である土師氏と関連する寺院であることは明らかであるが、こうした観点から璉城寺について考えると、璉城寺がもと「紀寺」と称し、紀氏の氏寺として機能したことが注目される⁽²⁷⁾。紀氏は紀角宿禰を始祖とする渡来系氏族で、光仁天皇の母であり、桓武天皇の祖母にあたる紀椽姫の出身氏族であった。

以上から分かるように、宝菩提院像、道明寺像、璉城寺像が安置される寺院は桓武天皇周辺の渡来系氏族との関連の中で機能してきたと考えられる。これらの作例の造形意識と制作環境の類似は、偶然のものとは考え難い。三作例に共通する造形の根底には、桓武天皇が周辺の渡来系氏族との関わりの中で受容した表現と技術があると想定できるのではないだろうか。

これらの作例と造形性の共通する本像にも同様の歴史的な背景が想定されてくるが、この点を検討するため、次に本像の伝来について考えてみたい。

四. 出羽国への請来

(一) 宝積院への伝来

本像は平安時代に中央で制作され、後に現在地へ請来されたと考

えられてきたものの、その時期について十分に検討されているとは言い難い。まずは本像の伝来について、先行研究や記録から明らかとされている点を整理したい。

本像は明治四年(一八七一)に現在地の宝積院へ、本寺である誓願寺から請来されたことが記録⁽²⁸⁾から知られている。

宝積院は、康正元年(一四五五)、眞光和尚の開山と伝えられ⁽²⁹⁾、寛文八年(一六六八)には山形城主の祈願寺であった宝幢寺の末寺として記録に登場する⁽³⁰⁾。元禄十一年(一六九八)頃編纂の『山形故実録』に、宝積院が所在する鮭洗村に宝幢寺知行所が置かれた記録⁽³¹⁾も確認できるので、宝積院周辺は宝幢寺の管理下にあったとみてよいと思われる。

誓願寺は、宝積院と同様に、寛文八年頃には宝幢寺の末寺として機能したことが記録される寺院で⁽³²⁾、山形市に現存する。現在は行基作と伝えられ、斯波兼頼より奉じたとされる毘沙門天像を祀っている⁽³³⁾。

宝積院が誓願寺の末寺となった時期や理由は明らかでないものの、明治三年(一八七〇)に両寺の本寺であった宝幢寺が神職に転じて廃絶したことが契機となったと考えられている⁽³⁴⁾。

さらに、宝幢寺廃絶の折に誓願寺へ多くの仏像や什器類が移されたという記録⁽³⁵⁾が残されていることに注目したい。実際に、宝幢寺から誓願寺へ移されたという銘文を持つ阿弥陀如来坐像(図16、17)⁽³⁶⁾が武田好吉氏によって個人宅から発見された⁽³⁷⁾ことから、誓願寺と宝幢寺が強い本末関係にあったことは明らかと言える。誓願寺から請来された本像も、もとは宝幢寺の什物の一つであった可

能性が想定されてきた⁽³⁸⁾。そこで考察が必要となるのは宝幢寺の由来である。

宝幢寺についてはいくつかの記録が残されている⁽³⁹⁾。宝幢寺は、天平年間、行基の開山と伝えられる寺院で⁽⁴⁰⁾、延文元年(一三五六)に入部した斯波兼頼が醍醐寺から真言宗小野流の僧侶・道助を招いて中興し、鎮護国家の祈願所となった⁽⁴¹⁾。

中でも注目すべきは、『出羽国宝幢寺興廢録』(明治三年)に見られる以下の記載である⁽⁴²⁾。

聖武天皇勅願所出羽国村山郡山形宝幢寺亦名動首寺亦名瑜伽寺者、天平三年辛未年行基菩薩草創也、始在本郡滝平地(以下略)

ここで宝幢寺の別称とされる「瑜伽寺」は、貞観八年(八六六)に定額寺に列格された出羽国の寺⁽⁴³⁾であると考えられる。

瑜伽寺は大同二年(八〇七)に東国巡礼中の弘法大師によって、出羽丘陵沿いに位置する滝ノ平に建立された寺院であると伝えられる⁽⁴⁴⁾。空海の巡錫については疑問があるものの、瑜伽寺はその名称から草創の際には法相宗寺院であったことが推測されるため、巡錫したのは真言僧ではなく南都の僧であったとも考えられている⁽⁴⁵⁾。出羽丘陵沿いには行基の開基伝承を持つ寺院が多く、古くから仏教が盛んな地域であったと考えられていることから、瑜伽寺は定額寺に列格される以前から当地の有力寺院として機能していた可能性が高いとされている⁽⁴⁶⁾。さらに現在、滝ノ平地区には宝幢寺跡伝承地が存することも留意したい⁽⁴⁷⁾。

瑜伽寺は『醍醐雜事記』の記事⁽⁴⁸⁾から、長和五年(一〇一六)には醍醐寺と本末関係にあったことが武田氏により明らかとされている⁽⁴⁹⁾。このことから、醍醐寺僧を迎えて中興し、その後も醍醐寺との関係が確認できる宝幢寺の存在が思い起こされる。醍醐寺と宝幢寺の本末関係は少なくとも江戸時代初期以前に始まっていたことが貞享五年(一六八八)の『光台院末寺印形帳』⁽⁵⁰⁾の記述から明らかとされているが⁽⁵¹⁾、瑜伽寺が醍醐寺末であったことと無関係ではないと考えられ、宝幢寺が瑜伽寺の後継寺院である蓋然性は高いと言える。

以上のように先行研究では、本像がかつて置かれた誓願寺との関係から、本寺である宝幢寺、瑜伽寺へと遡り、本像が平安時代より当地に伝来した可能性が指摘されている。しかし現状、宝幢寺から誓願寺に移された什物の中に本像が含まれていたことを示す史料が見出されていないことは大きな問題と言える。そこで今一度、関係史料から考察を加えてみたい。

すでに述べたように、明治三年、宝幢寺から誓願寺へ仏像や什器類が移された。この時、宝幢寺から本尊等を譲り受けた末寺が何らかの理由で廢寺等となる場合には、他の末寺の中から譲渡先を選ぶことが誓約されている記録⁽⁵²⁾に注目したい。誓願寺が何らかの理由により他の末寺へ宝幢寺から譲り受けた仏像を移すことは、誓約に従った自然な行いであったと考えられる。

弘化四年(一八四七)に記された宝幢寺の什物の記録⁽⁵³⁾に本像と考えられる記述が確認できないことは問題と言えるが、明治三年に宝幢寺から誓願寺へ移されたと考えられ⁽⁵⁴⁾、現在は本尊として祀

られる先述の毘沙門天像も、宝幢寺の什物記録からは見出すことができない。一部の什物を省略して記録したことが記述から読み取れるように⁽⁵⁵⁾、本像や誓願寺の毘沙門天像が記録から漏れた可能性も考慮しておきたい。

以上のように、明治三年に宝幢寺が廃絶した際にその什物が末寺である誓願寺に移され、さらに翌四年に本像が誓願寺から同様に末寺であった宝積院へ移された経緯を考慮すると、それらは宝幢寺廃絶にともなう一連の動きとも捉えられる。したがって、本像はもともと宝幢寺に伝来した可能性が高いと言えるのではないだろうか。

さらにこのように考えたとき、宝幢寺が瑜伽寺の後継寺院である蓋然性が高いこと、瑜伽寺は定額寺列格以前より当地で栄えていたと想定されることから、桓武朝に制作されたと考えられる本像の伝来が定額寺列格以前の瑜伽寺まで遡る可能性も考慮する必要があると思われる。

(二) 平安時代前期の出羽国

前項を踏まえ、平安時代の出羽国の状況を概観したい。

出羽国府は成立当初、出羽郡(現在の庄内地方)に置かれたが、正確な位置については不詳である。八世紀には庄内地方から秋田城へ移転し、平安時代に再度庄内地方へ移転したとする「秋田城国府説」と、国府は一貫して庄内地方にあったとする「秋田城非国府説」があり、定説を見ていない⁽⁵⁶⁾。九世紀に入ると現在の酒田市と考えられる井口国府へ移転し⁽⁵⁷⁾、その後庄内地方から内陸部へ

移ったと考えられる⁽⁵⁸⁾。

内陸部への移転の時期については、斯波兼頼が入部した延文元年(一二五六)以後とする説と、平安時代末期もしくは鎌倉時代初期とする説があり、議論が分かれているが⁽⁵⁹⁾、本稿では出羽国が斯波兼頼により統治された以前の様子を知るにあたり、後者の説⁽⁶⁰⁾に注目したい。

後者の説を補強するものとして、『日本三代実録』に記録される出羽国司の上言⁽⁶¹⁾がある。この上言では、嘉祥三年(八五二)に起こった大地震で国府が損壊したために、内陸の最上郡大山郷宝士野への国府移転が申し出されている。中央政府はこの申請を却下したものの、九世紀半ばにはすでに最上郡(現在の山形市周辺)に国府を移転できる環境が整っていたことが想定できるといふ⁽⁶²⁾。

最上郡を移転地として構想した理由の一つと考えられるのが、最上川が存在である。文治年間(一一八五―一一九〇)成立の歌学書『袖中抄』には、「もがみ河は出羽国に最上郡あり。(中略)彼国の館のまへより流たり。その河よりこほりこほりの物をば舟につみてたちをさむれば稲をもつみてのぼる也」⁽⁶³⁾とあり、諸郡の稲穀類を舟で運ぶ際に最上川を活用した様子が伺える⁽⁶⁴⁾。

また現在、山形市北部では奈良・平安時代の遺跡が多く確認されている。今塚遺跡からは、大型の建物跡や墨書土器、木簡等が出土し、何らかの官衙の存在が想定できることが報告されている⁽⁶⁵⁾。平安時代初期の出羽国では、国府の置かれた出羽郡だけでなく、最上郡においても政治や宗教の中心となり得る環境があったと考えられよう。

さらに、出羽国では天長年間（八二四～八三四）まで出土木簡等から出羽国の地名を持つ豪族の名前が見られないことから、在地豪族が未成熟であった可能性⁽⁶⁶⁾や、在地豪族やエミシを軍事的に支配するのではなく、叙位や賜物により懐柔して支配機構を展開する方向に比重が置かれていたという指摘がある⁽⁶⁷⁾。出羽国では国家による統治に影響を及ぼし得る豪族が成長しておらず、国司の支配が行き届いていた可能性は十分にあると言える。

このような観点から考えた場合、滝ノ平を比定地とする瑜伽寺は宗教や文化が発展し得る環境にあったと想定される。出羽国全体において国司の影響力が大きかったことを鑑みれば、後に定額寺となる程の規模を持った瑜伽寺が国司との関係の中で造営された可能性も想定できるのではないか。

以上のように、本像の伝来と関連付けられる瑜伽寺については、国司との関わりから考える必要があると言えよう。次に、当期の出羽守について見ていきたい。

五・桓武天皇と百済王氏

(一) 百済王氏の出羽国赴任

光仁・桓武朝（七七〇～八〇六）に着任した出羽守について考えるにあたって、その約半分を占める「百済王氏」に注目したい。さらに時期を広げて出羽守に着任した百済王氏を見ると、以下のようになる⁽⁶⁸⁾。

天平宝字七年（七六三）	百済王三忠
天平神護二年（七六六）	百済王文鏡
宝龜五年（七七四）	百済王武鏡
延暦四年（七八五）	百済王英孫
同十六年（七九七）	百済王聰哲
弘仁三年（八二二）	百済王教俊

三忠を始めとして六名の百済王氏が約五十年の間に集中して着任しており、光仁・桓武朝の出羽国について考える上で、百済王氏は注目すべき存在であると思われる。まずは百済王氏について概観してみたい⁽⁶⁹⁾。

百済王氏は、斉明六年（六六〇）の百済滅亡により、日本と百済が同盟を結んだ舒明朝（六二九～六四一）に渡来した百済最後の王である義慈王の子・善光（禪広）が百済王族の血統を伝えて始まった渡来系氏族である。

中でも名が知られるのは、百済王敬福（六九七～七六六）である。敬福は善光の曾孫にあたる人物で、聖武天皇から優遇された。敬福に関する最初の記録は天平十年（七三八）の陸奥介だが、当時はあまり高い位ではなく、政治的にも目立つ存在ではなかった。陸奥国赴任以来、同十八年（七四六）に約五か月間上総守に転任したことを除き、天平勝宝元年（七四九）まで陸奥守として長期間在任した。敬福が政界で名を馳せることとなったのは、東大寺大仏造営の折である。大仏造営には多くの金が必要とされたが、当時の国内では金が産出されていなかった。陸奥守であった敬福が陸奥国小田郡で

の産金を報告し黄金を献じたことで、百済王氏は蝦夷地経営とのより深い関わりを持ち、東北地方に基盤を置くこととなった。

以上のように、百済王氏は東北地方に根差した渡来系氏族である。しかし、光仁・桓武朝において百済王氏の出羽国への赴任が集中した背景には、敬福が築いた基盤のみではなく、天皇の思惑が働いていたようである。次に、天皇と百済王氏の関係について考察したい。

(二) 桓武天皇と百済王氏

光仁・桓武朝において、百済王氏が特別な存在であったことは記録から明らかと言える。

当時、後宮に渡来系の女性が入ることは珍しかったものの、桓武天皇の後宮には歴史上最多数の渡来系氏族が入り、百済王氏も含まれていた⁽⁷⁰⁾。中でも、内侍所の女官長を務めた百済王明信は桓武天皇からの寵愛を受け⁽⁷¹⁾、自身のみでなく夫である藤原継繩をも出世に導いた。継繩は平安遷都の建議者として和氣清麻呂、藤原小黒麻呂と並んで評価されるが⁽⁷²⁾、実際には政治家として才能がなかったらしく⁽⁷³⁾、継繩の出世には明信の存在が不可欠であったと思われる。

また、『続日本紀』に記録される交野⁽⁷⁴⁾への行幸において、桓武天皇は継繩の別業を行宮にしているが⁽⁷⁵⁾、この別業で桓武天皇と明信が面会していたことは容易に予想される⁽⁷⁶⁾。この際、百済王氏は種々の樂を奏したことで位階を授かっており、ここからも桓武天皇と百済王氏との密接な関係が見て取れる⁽⁷⁷⁾。

このように、百済王氏は桓武朝で地位を与えられ、優遇された。その背景には、桓武天皇の血縁が深く関わっていたと考えられる。

光仁天皇の即位によって、天武系であった天皇の血筋は当時対立関係にあった天智系へと変化した。桓武天皇の周辺には多くの渡来系氏族が存在したが、桓武天皇は渡来系氏族の血筋が自身の皇統に不利な要素であることを懸念していたという⁽⁷⁸⁾。対立する天武系統に対して立場を確立するためには、周辺の渡来系氏族に権威付けを行い、その正当性を主張する必要があった。

中でも百済王氏は、桓武天皇の母である高野新笠との関係から注目されたと考えられる。『続日本紀』に記された新笠の崩伝によると、彼女の祖先は百済の武寧王の子・純陀太子であり、百済王氏の始祖と言われる都慕王の末裔であるとされている⁽⁷⁹⁾。

また、継繩を始めとする官人に冠位を与えた際、桓武天皇は「百済王等者朕之外戚也」と宣言した⁽⁸⁰⁾が、当時、渡来系氏族を「外戚」であると天皇自ら宣言することは異例であった。この宣言は百済王氏の地位を保証すると同時に、母の出自が百済の王族の血筋を引くことを強調することによって自らの皇統を正当化する意図があったと考えられる⁽⁸¹⁾。

以上から分かるように、桓武天皇は皇統の変化や自身の血縁関係を強く意識し、立場の正当化に尽力した。百済王氏と新笠との関係は桓武天皇に重視され、実際に血縁関係はないものの「外戚」として優遇の対象となった⁽⁸²⁾。

百済王氏と同様に桓武天皇周辺の渡来系氏族である土師氏、紀氏と関わりの深い三作例と共通する造形性を持つ本像が現在地に伝存

することは、当時出羽守であった百済王氏と関連付けられる可能性を示唆すると言えるのではないだろうか。

瑜伽寺が所在した最上郡では国司の支配が行き届いていたと推測されることは既に述べたが、瑜伽寺が百済王氏との関係により造営された可能性も想定し得る。

このように見てくると、造形的特色から宝菩提院像等と同様の造形環境が想定される本像は、百済王氏との関係で造像されて当地にもたらされ、瑜伽寺に安置されたと考えるのが妥当ではなからうか。

おわりに

以上、本稿では山形・宝積院十一面観音菩薩立像の制作年代について再検討し、造像背景について考察を行った。

これまで本像については、頂上面の形態に注目して円仁請来の凶像との関係から論じられることが多かったが、平成二十五年(二〇一三)に行われたX線調査の結果により、頂上面の形態のみから制作年代を推定することは必ずしも有効ではなくなったため、別の観点から考察を進めた。

制作年代の推定では、宝菩提院像を中心とする周辺作例との比較検討を行った。細かな造形表現だけでなく、造形の巧みさや技術力が共通することから、本像の制作年代もこれらの作例と同様に桓武朝を基準とできると推定した。

さらに、現在本像が安置される宝積院への伝来について再検討を

行った。本像は宝積院に安置される以前、本寺である誓願寺にあったことが知られ、誓願寺はさらにその本寺である宝幢寺から什物類を譲り受けたという記録がある。しかし、宝幢寺から誓願寺へ移された什物の中に本像が含まれていたかについては確証が得られていない。本稿ではその蓋然性の高さを示すとともに、明治三年(一八七〇)の宝幢寺から誓願寺への什物の移動と、翌四年に本像が誓願寺から宝積院へ移されたことは一連の動きと捉えられることを示した。宝幢寺は出羽国定額寺として知られる瑜伽寺の後継寺院であったと考えられ、本像はもと瑜伽寺に伝来した可能性も想定できることを述べた。

当時の出羽国では、国府の所在地以外にも政治や文化の中心となり得る環境が整っており、国司による支配の行き届いた地域であったと考えられる。そこで、当時の出羽守を歴任した百済王氏に注目した。百済王氏は東北に基盤を置いた渡来系氏族で、桓武天皇の外戚として優遇された。その背景には、皇統の変化や桓武天皇の血縁関係に対する意識があると考えられる。

宝菩提院像等、桓武天皇周辺の渡来系氏族と関係の深い作例と共通する造形を示す本像が山形の地に伝存する歴史的背景として、桓武天皇の外戚であり、出羽守を歴任した百済王氏との関係が想定できると言えよう。従って、本像を桓武天皇周辺の一作例として位置づけることもできるのではないだろうか。

なお、本像の両肩以下が後補であり、現状の形に改変された点とすると、それが行われた時期とその理由については新たな問題となってくるように思われる。この点に関しては、さらに検討を進めてい

きたいと考えている。

註

(1) 本像の概要は以下の通りである。平成二十二年(二〇一〇)十月四日に行われた東北芸工大文化財センター主催の調査資料に基づき、筆者が加筆修正を行った。

【法量】(単位：センチメートル)

〈本体〉

総高(台座含む)	六二・九	胸厚(左、衣上)	七・七
像高	五一・七	腹厚	九・〇
髪際高	四二・〇	肘張	一六・〇
頂・顎	四・八	裾張	一〇・七
面長	五・〇	足先開(内)	三・三
面幅	四・七	足先開(外)	七・四
耳張	六・七	面奥	六・八
〈頂上面〉			
像高	七・三	肘張	五・三
面長	三・六	体厚(右)	二・五
面幅	二・一		
〈台座〉			
蓮肉上部径	一三・四	柄穴	二・八
蓮肉底部径	一一・二	最大径	二九・七
蓮肉高	五・〇	最大高	九・五

【形状】

菩薩形立像。頭部に頂上如来および化仏、現状八面の菩薩形の頭部をつける。しかし、頂上如来の両脇下に二箇所の隙間があり、当初はここにも菩薩面が収まっていたと考えられる。頂上面は上半身を現して衲衣をまとい、定印を結ぶ。頂上面の背面にも衲衣の襟元のような

表現が見られる。天冠台を上下二段に表す。天冠台の上部は紐・連珠、下部は紐・連珠・紐とし、湾曲しながら五箇所に下向きの入り込みを設ける。冠繪をつける。天冠台より上の地髪は平彫り。天冠台より下の地髪は毛筋彫り。両こめかみおよび両耳上部に、渦巻状の鬢髪を巻きつける。襟足先端を反らせる。彫眼。三道を表す。耳朶貫通。糸帛は左肩から垂下して、右大腿部を覆いながら背面に回し懸けられる。天衣をつける。右方は右肩から、左方は左肘からそれぞれ垂下し、膝前で交差して逆の肘に懸けられて垂れる。

左手、屈臂して胸の高さで第一・三・四指を相捻じ、第二・五指を伸ばして持物を執る(持物は後補)。右手、軽く屈臂して下げ、掌を正面に向け、五指を伸ばす。両手首に腕釧をつける。裾をつける。裾は両脚間で右前に打ち合わせて上部を一度折り返し、石帯をつけて上端を僅かに覗かせる。石帯は紐二条・列弁とし、正面に花文を表す。顔をほぼ正面に向け、腰を右に捻って台座上に立つ。

【品質・構造】

頭体幹部は頂上如来と蓮肉上面も含みカヤの一枚より彫出する。素地。両肘、両手首で各別材を削ぐ。襟足先は左右二材削ぎ。左大腿部付近の内側に向って垂下する天衣の遊離部分は別材削ぎ付けとする。台座上の左右天衣垂下部から踝を通る線(正面裾裾先を一部含む)で別材削ぎ付け。

【保存状態】

頭上の化仏および各菩薩面、頂上如来の衣縁より外側の両肩以下および両手先材、襟足、左耳後ろから出る冠繪の上部および肩上に垂下する部分、右耳後ろから出る冠繪上部、左天衣垂下部(大腿部接着部分から腰左方の高さ)、右肩の天衣端、蓮肉上部正面は後補。

鼻先、天冠台の右冠繪後方部分、背面裾裾先、右天衣垂下部の外側端、両肘以下および右足首以下(裾先を一部含む)、左足先の各材は昭和時代の新補。

蓮肉の底から三センチメートル高は明治時代の新補か(錆漆を接着剤として使用か)。蓮肉底面には、中央に柄穴が穿たれており、その周囲四箇所にも径〇・九センチメートルの小穴(柄穴か)が穿たれている。

- (2) 金子啓明・岩佐光晴・能城修一・藤井智之「日本古代における木彫像の樹種と用材観Ⅲ―八・九世紀を中心に(補遺)―」〔MUSEUM〕六二五 東京国立博物館 二〇一〇年
- (3) 昭和二十二年(一九四七)、川崎浩良氏により自費出版された『出羽文化史料』に当該の記述があったことが以下の文献に指摘されている。武田好吉「縮洗の観音さま―十一面観音が世に出るまで―」『重要文化財指定十周年記念 縮洗観世音』(宝積院十一面観音奉賛会 一九八〇年)
- (4) 川崎浩良「滝の平瑜伽寺の十二面観音」〔川崎浩良全集 一(増訂出羽文化史料)〕川崎浩良全集刊行会 一九六三年
- (5) 武田好吉「宝幢寺のナゾ(上・中・下)」〔山形新聞〕一九六六年三月三・四・十日
- (6) 久野健氏は、「檀像彫刻の展開」〔佛教藝術〕四三 毎日新聞社 一九六〇年)、「東北古代彫刻史論 下」〔美術研究〕二二一 東京国立文化財研究所 同年)では、川崎氏の見解に従い、本像は天正十一年(一五八三)に瑜伽寺から宝幢寺へ移ったものとしているが、『東北古代彫刻史の研究』(中央公論美術出版 一九七一年)では、武田氏の見解により、移入の時期を延文元年(一三五六)に訂正している。
- (7) 倉田文作「十二面観音立像(山形 宝積院)」〔佛教藝術〕七七 毎日新聞社 一九七〇年
- (8) 「十一面観音立像」(特別展図録『平安時代の彫刻』解説 東京国立博物館 一九七一年)、「木造十一面観音像」(特別展図録『観音菩薩』解説 奈良国立博物館 一九七七年)、「重要文化財」編纂委員会『解説版新指定重要文化財3 彫刻』(毎日新聞社 一九八一年)等
- (9) 長岡龍作「山形宝積院十一面観音像をめぐって」〔美術史〕一一一 美術史学会 一九八七年
- (10) 紺野敏文『日本の仏像大百科2 菩薩』(ぎょうせい 一九九〇年)、政次浩「十一面観音菩薩立像」(特別展図録『慈覚大師円仁とその名宝』解説 東北歴史博物館 二〇〇七年)等
- (11) 岩佐光晴『平安時代前期の彫刻 一木彫の展開』(『日本の美術』四五七至文堂 二〇〇四年)、金子啓明「十一面観音菩薩立像」(特別展図録『仏像 一木にこめられた祈り』解説 東京国立博物館 二〇〇六年)
- (12) 長岡龍作「悔過と仏像」〔鹿園雑集〕八 奈良国立博物館 二〇〇六年
- (13) 昭和四十六年(一九七二)、美術院国宝修理所により修理された。修理前の姿は註7等に掲載。
- (14) 註7、8、9、11
- (15) 註13
- (16) 岡直巳「寶菩提院菩薩半跏像考」〔美術史〕三二一 美術史学会 一九五九年)、倉田文作『仏像のみかた―技法と表現―』(第一法規出版 一九六五年)、中野玄三「京都の仏像とその背景」(塚本善隆・中野玄三『京都の仏像』淡交社 一九六八年)
- (17) 註16中野論文
- (18) 井上正「京都・宝菩提院菩薩半跏像(古密教彫像巡歴10)」〔日本美術工芸〕五八九 日本美術工芸社 一九八七年
- (19) 松田誠一郎「全国大会発表要旨 山背遷都と靈験薬師仏―京都・宝菩提院菩薩踏下像の彫塑的な位置づけに関連して―」〔美術史〕一四三 美術史学会 一九九七年
- (20) 岩佐光晴「菩薩半跏像(伝如意輪観音)」(註11前掲特別展図録解説)
- (21) 紺野敏文「虚空蔵菩薩像の成立(中)―求聞持形の展開―」〔佛教藝術〕二二九 毎日新聞社 一九九六年
- (22) 藤岡穰「様式からみた新薬師寺薬師如来像」(林温編『仏教美術論集I 様式論―スタイルとモードの分析』竹林舎 二〇一二年)
- (23) 井上正「薬師如来像」(『日本彫刻史基礎資料集成 平安時代 重要作品篇 二』中央公論美術出版 一九七六年)、皿井舞「神護寺薬師如来像の史的考察」〔美術研究〕四〇三 東京文化財研究所 二〇一一年)
- (24) 松田誠一郎「大阪・道明寺十一面観音像(伝試みの観音)について(上・下)」〔MUSEUM〕四四八・四四九 東京国立博物館 一九八八年
- (25) 直木孝次郎「土師氏の研究―古代的氏族と律令制との関連をめぐって―」〔人文研究〕一一 大阪市立大学大学院文学研究科 一九六〇年)
- (26) 岩佐光晴「十一面観音菩薩立像」(註11前掲特別展図録解説)
- (27) 堀裕「奈良平安期における紀寺・璉城寺の基礎的考察」(『大阪樟蔭女子大学論集』四五 大阪樟蔭女子大学 二〇〇八年)
- (28) 「宝積院什物覚帳」(註3『重要文化財指定十周年記念 縮洗観世音』一、十一面観音 志躰 明治四年未賛月十八日日本山、山形誓願寺ヨリ勸請仕候 盛音代

- (29) 「法流山宝積院」(『山形市史(年表・索引編)』山形市 一九八二年)
- (30) 大野瑞男「宝幢寺の門末支配」(『山形市史 中巻(近世編)』山形市 一九七一年)
- (31) 『山形故実録』『山形神社縁起』(『山形經濟志資料』第四集 山形商業会議所 一九二五年)
- (32) 寶幢寺知行所(中略)一、鮎洗村百姓家居 貳軒
註30
- (33) 『大日本寺院総覧 下巻』(名著刊行会 一九六六年)
- (34) 註3武田論文
- (35) 「宝幢寺文書 一八(条約証書)」(『山形市史編集資料 第二八号 山形神仏分離関係史料』山形市 一九七二年)
- (前略)本尊佛像等門末中に引渡候二付、決議条約如左
一、本寺宝幢寺復飾候二付テハ、本寺之本尊ヲ門末之内へ引渡、本尊之所在之寺院ヲ以テ本寺ト心得可申事
(中略)右之条々一同遵守、永ク不可有相違、依之此書面三通認メ、忝通ハ本寺宝幢寺に、忝通ハ当時本尊預リ寺誓願寺へ、忝通ハ門末内相渡置キ、後証ニ備事如件
- (36) 本稿に用いた誓願寺旧藏阿弥陀如来坐像の画像(図16、17)は所有者の方からご提供頂いた。この像の膝裏の三角板には貞享二年(一六八五)の修理時に記された墨書銘が残されている。画像では不鮮明な部分も多いものの、「宝幢寺道場靈檀之本尊也」の記載は明確に確認でき、宝幢寺に伝来したことを明らかにするものである。
- (37) 武田好吉「宝積院の十一面観音像」(『山形市史 別巻二(生活・文化編)』山形市 一九七六年)
- (38) 註5、武田好吉「瑜伽寺と宝積院の十一面観音像」(『山形市史 上巻(原始・古代・中世編)』山形市 一九七三年)、「平安前期の仏像と肖像彫刻」(『山形県史 第一巻(原始・古代・中世編)』山形県 一九八二年)
- (39) 「宝幢寺文書」は約七千点に及ぶ膨大な近世寺院資料であり、昭和三十四年(一九五九)、同四十三年(一九六八)の二回にわたって宝幢寺の親族より文部省史料館に移譲された。大野瑞男「出羽国山形宝幢寺文書 解説」(『山形市史編集資料 第一五号 出羽国山形宝幢寺文書』山形市 一九六九年)
- (40) 「羽州最上寶幢寺縁起」(註39前掲書)
- (41) 「出羽国山形宝幢寺文書 一(羽州最上宝幢寺縁起)」(註39前掲書)
- (42) この史料は文化二年(一八〇五)の「本尊并宝幢寺因由記」(出羽国山形宝幢寺文書 四(佐伯家譜・出羽国宝幢寺興廢録)」(註39前掲書)に基づき記されたと考えられている。註39大野論文
- (43) 『日本三代実録』貞観八年九月八日条
- (44) 山形市沼木・宝林山薬師堂旧藏 宝永二年(一七〇五)文書に記載があったとされる。註38『山形市史 上巻』
- (45) 川崎浩良「天台宗と真言宗」(『川崎浩良全集 二(山形の歴史 上)』川崎浩良全集刊行会 一九六四年)
- (46) 註5
- (47) 山口博之「宝幢寺開創」(『よみがえる古の大寺院「寶幢寺」至宝展』山形県立博物館友の会 二〇一六年)
- (48) 『醍醐雜事記』巻第十五(中島俊司編『醍醐雜事記』総本山醍醐寺 一九三一年)
- 末寺出羽国瑜伽寺文一卷六枚
長和五年八月十六日年貢柒一斗 已上雜事
- (49) 註5
- (50) 醍醐寺文書 三一二二(『大日本古文書 家わけ第十九 醍醐寺文書之十四』東京大学資料編纂所 二〇〇七年)。本史料は、光台院の中興から百年が経ち、末寺との関係が途絶していたため、末寺を廻って本末関係を認める印形を集めたものである。
- (51) 註47
- (52) 註35と同書
- 一、本尊預り寺、自然将来廢寺等ニ相成候節ハ、門末一同速ニ遂協議、門末之内可然寺院ヲ撰ミ、更ニ本尊可預事
- (53) 「出羽国山形宝幢寺文書 三(寺柄由来書上)」(註39前掲書)
- (54) 註5
- (55) 「寺柄由来書上」(前掲註53)は、山形城主水野家の宗方役所に提出した宝幢寺の一切の什物や由来を書き上げたものとされるが(註39大野論文)、実際には本文中に「右之外、小仏・名筆・宝物与申伝ノ類数々御座候得共、前々書出候通斗認差出候」とあることから、一部を省略した可能性もある。

- (56) 伊藤武士『日本の遺跡 一二 秋田城跡』(同成社 二〇〇六年)
- (57) 『日本三代実録』仁和三年五月二十日条に「国府在出羽国井口地」とあり(黒板勝美編『国史大系 日本三代実録 前篇』吉川弘文館 一九五五年)、井口は現在の酒田市・城輪柵とする見解が有力である。誉田慶信「出羽国のはじまり」(横山昭男・誉田慶信・伊藤清郎・渡辺信『山形県の歴史』山川出版社 一九九八年)
- (58) 国府の内陸部への移転の根拠として、山形市・印鑰神明宮の存在が挙げられる。印鑰は国司の持ち物として象徴的なもので、国司の権限を祀る宮として、国府近辺には印鑰の名を持つ神社が多い。牛山佳幸『小さき社』の列島史』(平凡社 二〇〇〇年)
- (59) 三上喜孝「古代出羽国の形成と諸段階―交流・交通の視点から―」(『山形大学大学院社会文化システム研究所紀要』創刊号 山形大学人文学部 二〇〇五年)
- (60) 神奈川・千手院金銅阿弥陀如来立像に「最上郡府中」という言葉を含む文永三年(一二六六)の銘文があり、府中とは主に国府の所在地を指すことから、平安時代末期には最上郡に国府があった可能性が提示されている。柏倉亮吉・川崎利夫「出羽」(角田文衛編『新修国分寺の研究 第三卷 東山道と北陸道』吉川弘文館 一九九一年)
- (61) 『日本三代実録』仁和三年五月二十日条
註59
- (62) 『袖中抄』第十二(冷泉家時雨亭文庫編『冷泉家時雨亭叢書』第三六卷 朝日新聞社 二〇〇三年)
- (63) 須賀井明子・山口博之「古代出羽国郡郷名『最上』を記す墨書土器」(『山形考古』七一四 山形考古学会 二〇〇四年)
- (64) 『山形県埋蔵文化財センター調査報告書 第七集 今塚遺跡発掘調査報告書』(財団法人山形県埋蔵文化財センター 一九九四年)
- (65) 村上彰「出土木簡より見た古代出羽国の豪族」(『山形大学史学論集』一七 山形大学 一九九七年)
- (66) 十川陽一「律令国家と出羽国―地域的特質についての基礎的考察―」(『山形大学歴史・地理・人類学論集』一八 山形大学歴史・地理・人類学研究会 二〇一七年)
- (67) 黒板勝美編『国史大系 続日本紀 後篇』『国史大系 日本後紀』(吉川弘文館 一九六一年)
- (68) 『続日本紀』天平宝字七年正月九日条
従五位下百済王三忠爲出羽守。
『同』天平神護二年五月十日条
従五位下百済王文鏡爲出羽守。
『同』宝龜五年三月五日条
従五位下百済王武鏡爲出羽守。
『同』延暦四年九月二九日条
従五位下百済王英孫爲出羽守。
『日本後紀』延暦十六年正月十三日条
従五位下百済王聰哲爲出羽守。
『同』弘仁三年十一月二十日
従五位下百済王教俊授従五位上爲出羽守。
- (69) 大坪秀敏『百済王氏と古代日本』(雄山閣出版 二〇〇八年)、崔恩永「百済王氏の成立と動向に関する研究」(博士学位請求論文 滋賀県立大学大学院 二〇一七年)、宝賀寿男『百済氏・高麗氏―韓地から渡来の名族』(『古代氏族の研究15』)(六一書房 二〇一九年)
- (70) 井上満郎「桓武天皇と渡来系氏族」(中山修一先生古稀記念事業会編『長岡京古文化論叢 二』同朋舎出版 一九九二年)、田中史生『日本古代国家の民族支配と渡来人』(校倉書房 一九九七年)
- (71) 『日本後紀』大同三年六月三日条
- (72) 佐伯有清『日本古代の政治と社会』(吉川弘文館 一九七〇年)
- (73) 『日本後紀』延暦十五年七月十六日条
- (74) 百済王氏の本拠地は渡来した当初、難波にあったことが『日本書紀』天智三年三月条から分かるが、その後、河内国交野郡(現在の枚方市)へ移住した。現在枚方市には百済王氏の氏寺の遺構(百済寺跡)と百済王氏の祖霊を祀る百済王神社がある。氏寺の存在は百済王氏が交野に移住したことの根拠とされる。註69崔論文
- (75) 『続日本紀』延暦六年十月十七日条
- (76) 林陸郎『長岡京の謎』(新人物往来社 一九七二年)、『桓武朝論』(雄山閣出版 一九九四年)

- (77) 上田正昭『論究・古代史と東アジア』（岩波書店 一九九八年）、註70
中論文
- (78) 註76
- (79) 『続日本紀』延暦九年正月十五日条。なお、本条は、延暦八年十二月二
十九日条に続けて記載されている。
- (80) 『続日本紀』延暦九年二月二十七日条
- (81) 註70井上論文
- (82) 註70井上論文

さらに、各作品の所蔵者の皆様からは、画像掲載をご許可頂きました。この場
をお借りして深く感謝申し上げます。

図版出典

- 図1、4、7、10、13 東京藝術大学大学院美術研究科 岡田靖先生より提
供
- 図5 東北芸術工科大学文化財保存修復研究センターより
提供
- 図6 久野健『東北古代彫刻史の研究』（中央公論美術出
版 一九七一年）より複写
- 図8、11、14 宝菩提院願徳寺所蔵、画像提供：東京国立博物館
Image: TNM Image Archives
- 図9、12、15 璉城寺所蔵、画像提供：東京国立博物館 Image:
TNM Image Archives
- 図16、17 所蔵者より提供

謝辞

本稿は、第七十二回美術史学会全国大会（二〇一九年五月、於京都工芸繊維
大学）において口頭発表した内容に加筆修正を加えたものです。

本稿を執筆するにあたり、成城大学教授岩佐光晴先生、東北芸術工科大学教
授長坂一郎先生より、懇切丁寧にご指導頂きました。また、東京藝術大学大学
院准教授岡田靖先生をはじめ、多くの方から貴重なご指導ご助言を賜りました。

図1 十一面観音菩薩立像(正面) 山形・宝積院

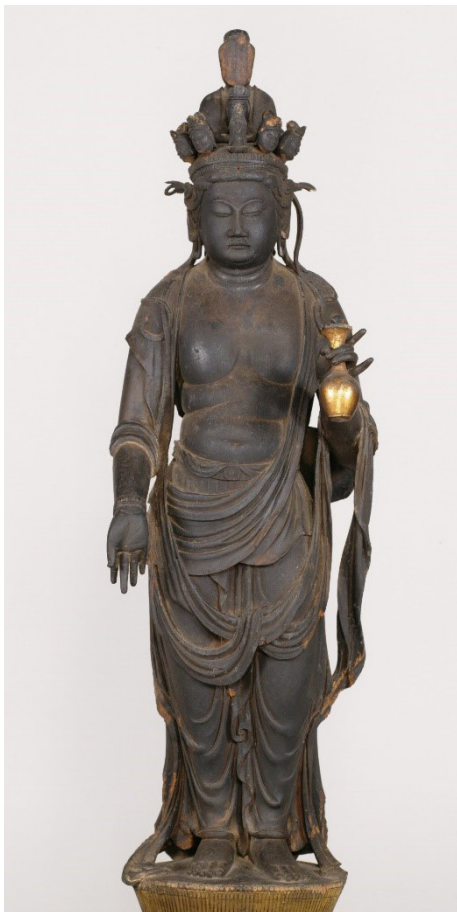


図2 十一面観音菩薩立像(背面) 宝積院



図3 十一面観音菩薩立像(左側面) 宝積院



図4 十一面観音菩薩立像(右側面) 宝積院





図5 十一面観音菩薩立像 X線写真(頂上面) 宝積院

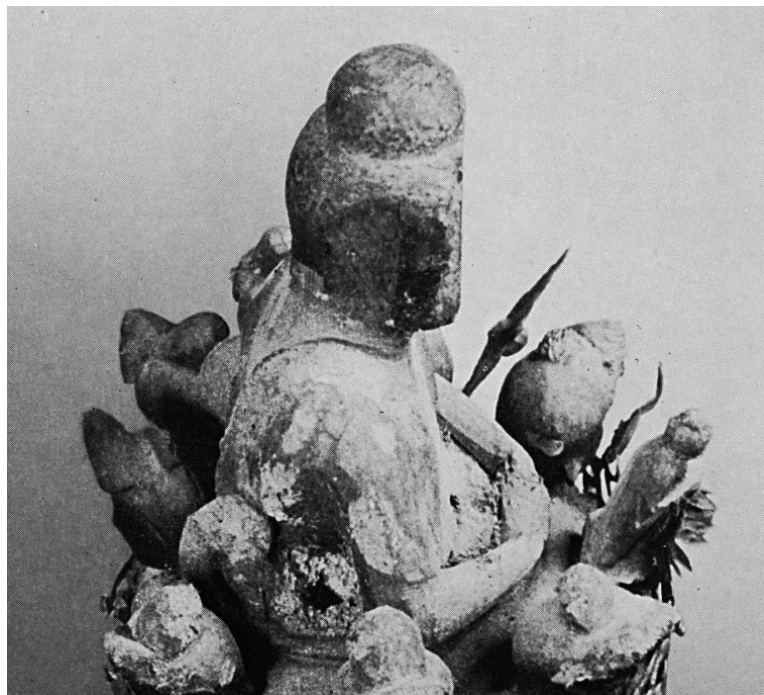


図6 十一面観音菩薩立像 頂上面(両手先) 宝積院



図7 十一面観音菩薩立像 頂上面（背面） 宝積院



図8 菩薩半跏像 京都・宝菩提院願徳寺



図9 聖観音菩薩立像 奈良・璉城寺



图10 十一面観音菩薩立像(面部) 宝積院



图11 菩薩半跏像(面部) 宝菩提院願徳寺



图12 聖観音菩薩立像(面部) 璉城寺



图 13 十一面観音菩薩立像（天衣右肩垂下部） 宝積院



图 14 菩薩半跏像（天衣右肩垂下部） 宝菩提院願徳寺



图 15 聖観音菩薩立像（天衣右肩垂下部） 璉城寺



图16 阿弥陀如来坐像 山形・誓願寺旧蔵（現在個人蔵）

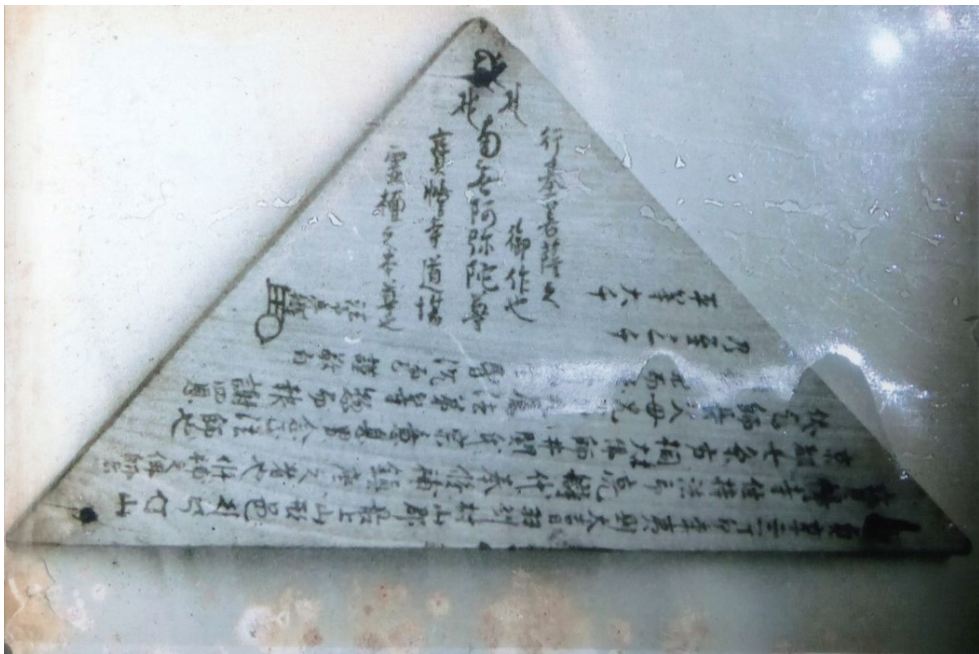


图17 阿弥陀如来坐像銘文（膝裏三角板） 誓願寺旧蔵（個人蔵）

Reconsideration of the Standing Statue of Eleven-Headed Kannon Bodhisattva in
Hoshaku-In in Yamagata

MURAKAMI Yukina

The standing statue of the Eleven-Headed Kannon Bodhisattva (hereinafter referred to as “main statue”) enshrined in Hoshaku-In, a Shingon sect temple located in Sushiarai, Yamagata city, is approximately 52 centimeters in height and made from a single tree trunk of *Torreya nucifera*, which is considered a substitute for sandalwood. Although the statue is small, it is exquisitely carved and appreciated as an excellent statue without flaw. The topmost Buddha head is larger than the other ten heads atop the main statue and unusual because the Buddha’s shoulders are also formed, which has attracted the attention of many researchers.

Ryusaku Nagaoka has developed the most detailed argument on the issues surrounding the topmost Buddha head atop the main statue. Nagaoka pointed out the commonality between the topmost Buddha head and the Zento-In statue of Hieizan Enryakuji Temple. As Zento-In housed Buddhist scriptures that Ennin brought back from China, Nagaoka concluded that the main statue was produced in the late 9th century after Ennin returned to Japan from China based on the premise that Ennin also brought back the Zento-In statue from China.

However, some express doubt about his conclusion because the recorded form of the Zento-In statue is not necessarily the same as the form of the main statue, and the unique form of the iconography that Ennin brought back is not seen in the main statue.

In addition, Nagaoka himself describes the thinking that identifies Ennin as a person who brought back the iconography needs to be revisited. Furthermore, X-ray analysis surveys done by the Institute for Conservation of Cultural Property, Tohoku University of Art & Design, revealed the possibility that the part including both shoulders below the topmost Buddha head might have been subsequently added. That suggests room for reconsideration of its iconographic characteristics.

From the perspective described above, we reconsidered the age when the main statue was produced, focusing on the form of the statue. Example works similar to the main statue are the Bodhisattva sitting with his legs half-crossed in Hobodai-In Gantoku-Ji Temple in Kyoto; the standing statue of the Eleven-headed Kannon Bodhisattva in Domyo-Ji Temple in Osaka; and the standing statue of the Shokannon Bodhisattva in Renjo-Ji Temple in Nara. There is a high possibility that these example works were created from the end of the 8th century to the beginning of the 9th century, and involvement of Emperor Kanmu and immigrant clans close to Emperor Kanmu in the background of the production is suggested. It might be possible to assume a similar production background of the main statue with a similar form to the example works.

There is no record of the location of the main statue before it was brought to the current location, Hoshaku-In, from its head temple, Seigan-Ji Temple, in 1871. There is a record that Hodo-Ji Temple, the head temple of Seigan-Ji Temple, transferred its treasures to Seigan-Ji Temple when Hodo-Ji Temple was changed to the Shinto priesthood. The predecessor of Hodo-Ji Temple is considered to be Yuka-Ji Temple, which was promoted to the Jogaku-Ji Temple with the second highest temple status in the Jogan era. Given that record, we can assume the possibility that the main statue was originally enshrined in Yuka-Ji Temple. It is thought that the power of the provincial governor was widespread in Dewa Province at that time, and it is possible that the Yuka-Ji Temple, which became the Jogaku-Ji Temple, was constructed under the authority of the provincial governor.

About half of the Dewa governors appointed in the Konin and Kanmu eras were members of the Kudaranokonikishi clan, which was an immigrant clan. In the Kanmu era, the Kudaranokonikishi clan received preferential treatment as maternal relatives of Emperor Kanmu. The preferential treatment is thought due to the blood relationship with Emperor Kanmu and the awareness of changes in the imperial line.

The main statue shows the common form with the example works closely related to the immigrant clan surrounding Emperor Kanmu and was introduced into Yamagata. It can be assumed that the main statue was created for the Kudaranokonikishi clan, the maternal relatives of Emperor Kanmu, whose members served as the Dewa governor. The belief is that the main statue can be positioned as an example of work from around Emperor Kanmu’s time.